

公立大学法人埼玉県立大学事業年度評価実施要領（抜粋）

平成 22 年 11 月 22 日 決定

平成 30 年 5 月 31 日 一部改正

埼玉県地方独立行政法人評価委員会

## 第 1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 1 項に基づき、埼玉県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## 第 2 事業年度評価の実施方法

事業年度評価は、法人が、当該事業年度における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式 1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書（様式 2）を作成することにより実施する。

## 第 3 法人による自己評価

### 1 小項目別評価

法人は、年度計画の記載事項（以下「小項目」という。）ごとに、当該事業年度における業務の実績を明らかにするとともに、業務の実施状況を次の 4 段階により自己評価する。なお、実績が年度計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び次年度以降の見通しを併せて報告する。

ただし、年度計画の項目中、「第 7 予算、収支計画及び資金計画」、「第 8 短期借入金の限度額」、「第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」、「第 10 譲与金の使途」及び「第 11 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項」については、自己評価を省略する。

S：年度計画を上回って実施している。

A：年度計画を十分に実施している。

B：年度計画を十分には実施していない。

C：年度計画を実施していない。

### 2 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標の項目（以下「大項目」という。）ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。

### 3 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

## 第4 評価委員会による評価

### 1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行う。

### 2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。

5：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。

4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。

3：中期計画の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。

2：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。

1：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

#### ○ 評価の目安

##### 「5」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組があると、評価委員会が特に認める場合

##### 「4」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
- ・小項目別評価がすべてS又はAではないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

##### 「3」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上であり、かつ、評価委員会が「3」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割には満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

##### 「2」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たず、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上ではあるが、主たる業務の進捗状況等を総合的に勘案して評価委員会が「2」相当と認める場合

##### 「1」と評価する場合

- ・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると、評価委員会が特に認める場合

### 3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

### 第5 事業年度評価のスケジュール

事業年度評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析
- 8月 事業年度評価の決定（業務実績評価書の作成）  
評価結果の法人への通知並びに知事への報告及び公表